

寄附金控除を受けるには

- ・お申込みいただいた寄附金に対して、当財団が「寄附金受領証明書」を発行いたします。（再発行はいたしません。）

【個人が支払った寄附金の控除について】

- ・寄附金控除を受けるためには、確定申告をしてください。（確定申告の際には、当財団が発行した寄附金受領証明書が必要です。）
- ・勤務先などで実施される年末調整では寄附金控除を受けることはできませんので、ご注意ください。

所得控除

年間寄附金合計額（総所得金額等の合計額の40%が限度）－ 2,000円 ＝ 寄附金控除額

- * 上記の寄附金控除額が所得から控除されます。

個人住民税

当財団は、「東京都条例指定寄附金控除対象団体」となりますので、東京都にお住まいの方は、所得税に加え、個人住民税の控除対象となります。（市区町村民税に関しましては、各自治体へご確認ください。）なお、東京都以外の個人住民税の控除につきましては、対象団体として確認できておりませんので、税務署及び各自治体へお問合せください。

【法人が支払った寄附金の控除について】

- ・法人が特定公益増進法人等に対して支出した寄附金は、一般の寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金に算入できます。

一般損金算入限度額

$(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.0025 + \text{当期の所得金額} \times 0.025) \times 0.25$

特別損金算入限度額

$(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.00375 + \text{当期の所得金額} \times 0.0625) \times 0.5$

以 上